

# OECD・BEPS 行動 13 国別報告書(CbCR)実施パッケージの公表

29 June 2015

## In brief

2015年6月8日、OECDはBase Erosion and Profit Shifting (BEPS、税源浸食と利益移転)に関する行動13について、国別報告書(Country-by-Country Reporting (CbCR))の各国における実施に関するパッケージを発表しました。

本実施パッケージは国別報告書に関するモデル法令と国別報告書の交換に関する権限ある当局間の合意(Competent Authority Agreement (CAA))のモデルという二つの構成要素からなっています。

モデル法令では、究極の親会社の提出義務、現地子会社の提出義務の履行(ただし、税務管轄地において究極の親会社に提出義務がない場合、税務管轄地とのCAAがない場合、CAA合意後に履行されない状況がある場合のいずれかの場合)が示されています。また、多国籍企業グループは究極の親会社に代えて代理の親会社(代理親会社)を選出することができます。モデルCAAについては、税務行政執行共助条約第6条に基づく多国間CAA、二国間租税条約第26条に基づくモデルCAA、租税情報交換協定(TIEA)に基づくモデルCAAの3つのモデルCAAが示されています。

本実施パッケージは2015年5月27日、28日のOECD/G20加盟国による会議で最終承認されています。

## In detail

### 1. 国別報告書(Country-by-Country-Reporting, CbCR) 実施パッケージの発表(行動13)

OECD/G20によるBEPSへの取組みでは、税務執行の透明性を高めるために新しい様式の移転価格文書の導入が検討されてきました。今回発表された実施パッケージは移転価格文書規定に関する三番目の報告書です。

昨年9月に発表された第一次提言では、マスターファイル、ローカルファイル、及び多国籍企業グループの所得、税額及び経済活動の世界的な配分に関して規定する国別報告書の作成を求める移転価格文書化についての報告が行われました。今年2月には守秘義務、整合性及び適正な使用、並びに国別報告書の開始時期(2016年度)、提出対象となる納税者(750百万ユーロの売上高)及びその方法(本実施パッケージにおいて政府間交換に基づく実施の枠組みが追加)に関する指針への取組みが報告されています。

本実施パッケージは、(1)多国籍企業の究極の親会社が居住国の税務当局に提出する国別報告書の規定として各国で用いることができるモデル法令と(2)国別報告書の情報交換を実施するための当局間の合意モデル(Competent Authority Agreement (CAA))から成っています。

## 2. 国別報告書に関するモデル法令の概要

国別報告書に関するモデル法令は下記から構成されています。

- 第1条 定義
- 第2条 提出義務
- 第3条 通知
- 第4条 国別報告書
- 第5条 提出時期
- 第6条 国別報告書の情報の利用及び守秘義務
- 第7条 罰則
- 第8条 効力発生日

第1条の定義につき、グループとは、企業の集合体で会計上連結財務諸表の作成が義務づけられる要件となる株式保有関係によって結合するものをいうとされており、多国籍企業グループとは、(i)異なる税務管轄地に居住地を有する2以上の企業(他の税務管轄地に所在する恒久的施設を通じて行う事業について租税が課される企業を含む)から成るグループで、(ii)適用外多国籍企業グループに該当しないものをいうものとされています。報告事業年度前事業年度の連結売上高が750百万ユーロ(日本円で約1000億円)相當に満たないグループは適用外多国籍企業グループとなります。

構成事業体とは、(i)財務報告において多国籍企業グループの連結財務諸表作成上の連結の範囲に含まれる事業体、(ii)取引規模又は重要性を理由として多国籍企業グループの連結財務諸表作成上の連結の範囲から除外される事業体、及び(iii)上記(i)又は(ii)の多国籍企業グループの事業体の恒久的施設でその財務諸表が個別に作成されるものをいうものとされています。報告事業体とは、多国籍企業グループを代表して国別報告書を居住地である税務管轄地に提出する義務のある構成事業体で、究極の親会社、代理親会社又は究極の親会社に代わって国別報告書の提出義務を負う構成事業体がこれに該当するものとされています。

究極の親会社とは、他の構成事業体株式について連結財務諸表作成が義務となる保有割合を直接又は間接に保有する構成事業体をいいます。また、代理親会社とは、多国籍企業グループの構成事業体で、多国籍企業グループを代表して居住地である税務管轄地に国別報告書を提出するものをいいます。

第2条の提出義務については、多国籍企業グループの究極の親会社が、国別報告書を居住地である税務管轄地の税務当局に提出する必要があるものとされています。

なお、究極の親会社ではない場合であっても、(a)究極の親会社が居住税務管轄地において国別報告書を提出する義務を負わない場合、(b)究極の親会社の居住税務管轄地が有効なCAAを締結していない場合、又は(c)税務当局が究極の親会社の居住税務管轄地に不履行(自動的には国別報告書が提供されない)があることを居住者である構成事業体に対して通知している場合には、構成事業体は国別報告書を当該構成事業体の居住地である税務管轄地の税務当局に提出しなければならないものとされています。

ただし、上記に該当する場合であっても、その多国籍企業グループが、国別報告書を代理親会社を通じて提出するときは、次の条件を満たす場合において、国別報告書を提出する必要はありません。

- a) 代理親会社の居住税務管轄地が国別報告書の提出を義務づけていること
- b) 代理親会社の居住税務管轄地が提出期限までに有効なCAAを締結していること
- c) 代理親会社の居住税務管轄地が税務当局に不履行を通知していないこと
- d) 代理親会社の居住税務管轄地が構成事業体から代理親会社であるとの通知を受けていること
- e) 税務当局に対し当該構成事業体が究極の親会社でも代理親会社でもない旨の通知が行われていること

第3条の通知について、構成事業体は、報告事業年度終了日までに、当該事業体が究極の親会社又は代理親会社に該当するかを税務当局に通知しなければならないものとされています。究極の親会社又は代理親会社のいずれでもない場合には、報告事業年度終了日までに、報告事業体の名称及び居住地税務管轄地を税務当局に通知しなければならないものとされています。

第4条の国別報告書については、国別報告書には、税務管轄地別に合計した総収入、税引前利益(損失)、支払法人税額、未払法人税額、法定資本金、利益剰余金、総従業員数及び有形資産総額、主たる事業活動等が記載されるものとされています。第5条の提出時期については、多国籍企業グループの報告事業年度終了日から12ヶ月以内が提出時期とされています。

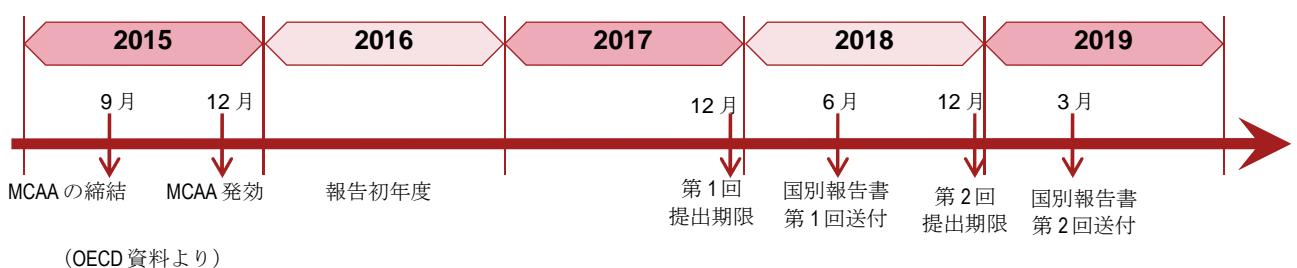
第6条の国別報告書の情報の利用及び守秘義務については、税務当局は、国別報告書を移転価格リスク及びBEPSに関連する他のリスクの蓋然性を把握するために用いるものとされています。また、必要に応じて経済統計分析を行うために利用することができることとされています。税務当局は国別報告書に基づいて移転価格調整を行うことはできず、国別報告書に含まれる情報が税務行政執行共助条約の規定に基づいて提供される場合と同等以上の注意をもって当該情報の機密を保持しなければならないとされています。

### 3. モデルCAA(Competent Authority Agreement)の概要

国別報告書の自動交換に係る多国間CAA(CbC MCAA)は下記のような構成となっています。二国間租税条約に基づくモデルCAA(DTC CAA)、租税情報交換規定に基づくモデルCAA(TIEA CAA)も同様の構成となっています。

- 第1条 定義
- 第2条 多国籍企業グループに関する情報交換
- 第3条 情報交換の時期及び方法
- 第4条 順守及び適用に関する協力
- 第5条 守秘義務、データ保全及び適正な使用
- 第6条 コンサルテーション
- 第7条 修正
- 第8条 取極事項
- 第9条 調整機関事務局

第3条には、当局間の交換時期のタイミングが示されています。最初に交換される国別報告書は事業年度終了後18か月以内に交換され、二回目以降は、事業年度終了後15か月以内に交換されます(下図参照)。



### 4. まとめ

今回発表された実施パッケージは2015年5月27日、28日に行われた、OECD/G20加盟国による会議で最終承認されています。各国では本実施パッケージに準じて法制化が進められるものと考えられます。日本では、2016年度の税制改正に取り入れられる場合は、3月決算の会社では、2016年4月1日から始まる事業年度、12月決算の会社では、2017年1月から始まる事業年度が最初の国別報告書の対象となります。

本実施パッケージについては、以下OECDのウェブサイトをご参照ください。OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2014 Deliverable ACTION 13: Country-by-Country Reporting Implementation Package (<http://www.oecd.org/ctp/transfer-pricing/beps-action-13-country-by-country-reporting-implementation-package.pdf>)

## **Let's talk**

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### **税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@jp.pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@jp.pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okada@jp.pwc.com](mailto:yoshiyasu.okada@jp.pwc.com)

ディレクター

藤澤 徹

080-9707-7045

[toru.fujisawa@jp.pwc.com](mailto:toru.fujisawa@jp.pwc.com)

シニア マネージャー

竹内 千尋

080-3122-7630

[chihiro.t.takeuchi@jp.pwc.com](mailto:chihiro.t.takeuchi@jp.pwc.com)

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 520 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、世界 157 カ国 におけるグローバルネットワークに 195,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。